

- 注1 該当する項目に☑を入れ、各欄に必要事項を記入してください。
- 2 次の書類を提出し、又は提示してください。
- (1) あなたの身分を証明する書類（写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、個人番号カード等の公的機関が発行した本人等確認書類を保有していない場合は、公的機関が発行した証明書又はカード等を2種類）
 - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状等）及び①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）の添付又は②委任者の自署又は押印した上で委任者の運転免許証、個人番号カード等の写しの添付
- 3 郵送による申出の場合は、注2の書類に加えて住民票の写し（開示申出の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
- 4 希望する開示の方法のうち、写しの交付及び写しの郵送については、当該写しの作成及び送付に要する実費が必要です。
- 5 法定代理人又は任意代理人が開示申出を行い、開示等決定までの間に、法定代理人又は任意代理人としての資格を喪失した場合は、速やかに総務課（072-825-2195（直通））まで連絡してください。
- 6 あなたが任意代理人として保有死者情報の開示を申し出る場合は、当該申出に係る保有死者情報の開示を決定する前に、当該申出に係る開示申出者に対して、あなたから保有死者情報の開示申出があった事実及び当該申出により開示しようとする保有死者情報をあなたに開示することの適否について、実施機関から確認を行うことがあります。